

令和 9 年度

岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科普通科職業コース入学者選抜実施要項

岡山県立特別支援学校高等部（本科・専攻科）入学者選抜実施要項

令和 8 年 9 月
岡山県教育委員会

目 次

令和9年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科普通科職業コース 入学者選抜実施要項

1 募 集	1
2 通学区域	1
3 出 願	1
4 入学者選抜のための検査・面接	2
5 入学者選抜における配慮事項及び検査・面接実施委員会	3
6 選 抜	3
7 合格者の発表	3
8 追検査	3
9 個人情報の本人提供	4
10 その他	4
11 出願についての問合せ先	5
(様式1号) 入学確約書	6
(様式2号) 入学志願者一覧表	7
(様式3号) 調査書	8
(様式4号) 特別出願許可申請書	10
(様式5号) 令和9年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科 普通科職業コース入学者選抜出願希望者出願前教育相談申込書	11
(様式6号) 出願前教育相談票	12
(様式7号) 出願前教育相談申込一覧表	13
(様式8号) 受検上の特別な配慮について	14
(様式9号) 追検査受検許可申請書	15
(様式10号) 追検査受検許可通知書	16
(様式11号) 本人提供状況報告書	17

令和9年度岡山県立特別支援学校高等部（本科・専攻科）入学者選抜実施要項

1	募 集	18
2	通学区域等	19
3	実施校・学科	21
4	出 願	
	【高等部（視覚障害）本科普通科】	22
	【高等部（視覚障害）本科保健医療科】	22
	【高等部（視覚障害）専攻科】	23
	【高等部（聴覚障害）本科】	24
	【高等部（聴覚障害）専攻科】	25
	【高等部（知的障害）本科普通科】（職業コースを除く。）	25
	【高等部（肢体不自由）本科普通科】	26
	【高等部（病弱）本科普通科】	27
	【高等部（病弱）本科普通科（派遣学級）】	28
	【高等部（訪問教育）本科普通科】	28
5	特別出願の手続	29
6	入学者選抜のための検査・面接	
	【高等部（視覚障害）本科普通科】	30
	【高等部（視覚障害）本科保健医療科及び専攻科】	30
	【高等部（聴覚障害）本科】	30
	【高等部（聴覚障害）専攻科】	30
	【高等部（知的障害）本科普通科】（職業コースを除く。）	30
	【高等部（肢体不自由）本科普通科】	31
	【高等部（病弱）本科普通科】	31
	【高等部（病弱）本科普通科（派遣学級）】	31
	【高等部（訪問教育）本科普通科】	31
7	入学者選抜における配慮事項及び検査・面接実施委員会	32
8	選 抜	32
9	合格者の発表	32
10	高等部本科追検査	
	（高等部（視覚障害）本科保健医療科及び普通科職業コースを除く。）	33
11	高等部（視覚障害）本科保健医療科及び専攻科追検査	33
12	高等部（聴覚障害）専攻科追検査	34
13	個人情報の本人提供	35
14	その他	35
15	出願についての問合せ先	35

（別表）令和9年度岡山県立特別支援学校一覧及び入学者選抜日程	36
（様式12号）調査書	38
（様式13号）調査書	41
（様式14号）調査書	43
（様式15号）令和9年度高等部入学者選抜出願希望者出願前教育相談申込書	45
（様式16号）特別出願許可申請書	46
（様式17号）受検上の特別な配慮について	47
（様式18号）追検査受検許可申請書	48
（様式19号）追検査受検許可通知書	49
（様式20号）本人提供状況報告書	50

令和9年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科普通科職業コース入学者選抜実施要項

令和9年度岡山県立岡山瀬戸高等支援学校、岡山県立倉敷琴浦高等支援学校、岡山県立倉敷まきび支援学校高等部本科普通科職業コース及び岡山県立誕生寺支援学校高等部本科普通科職業コース（以下「高等支援学校等」という。）入学者選抜は、この要項の定めるところによる。

1 募 集

(1) 応募資格

高等支援学校等に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する知的障害者のうち、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者

イ 令和9年3月に中学校等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

- | | | | |
|----------|----------------|------------|-----|
| (2) 募集定員 | 岡山県立岡山瀬戸高等支援学校 | 職業科 | 40名 |
| | 岡山県立倉敷琴浦高等支援学校 | 職業科 | 24名 |
| | 岡山県立倉敷まきび支援学校 | 本科普通科職業コース | 16名 |
| | 岡山県立誕生寺支援学校 | 本科普通科職業コース | 8名 |

2 通学区域

全県

3 出 願

(1) 出願の条件・制限

次の各号のいずれにも該当する者とし、高等支援学校等のうち、いずれか1校のみ出願できることとする。

ア 保護者とともに県内に居住する者

イ 知的障害の程度が軽度で、原則として、一人で通学することができ、卒業後、就労による社会自立を目指す者

(2) 出願の期間

令和8年11月11日(水)から令和8年11月13日(金)までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送による場合は、令和8年11月13日(金)午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に、志願する高等支援学校等（以下「志願校」という。）と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類を、在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校等の校長」という。）を経由して、出願の期間内に志願校に提出する。ただし、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者（上記在外教育施設の卒業（見込）者を除く。）は志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入 学 願 書（志願校所定の様式）	1 部
入 学 確 約 書（様式1号）	1 部
知的障害を有することが確認できる療育手帳又は診断書の写し	1 部 ※診断書の写しを提出する場合には、 発達検査の結果等を求める場合がある。

イ 中学校等の校長は、志願者が提出した入学願書、入学確約書及び療育手帳又は診断書の写しの記載事項の確認を行い、次の書類を作成して志願校に提出する。

名 称	部 数
入学志願者一覧表（様式 2 号）	2 部
調 査 書（様式 3 号）	1 部

(4) 特別出願の手続

特別な理由により保護者とともに県内に居住できない志願者は、出願に先立って次により特別出願許可申請書（様式 4 号）を提出し、許可を受けなければならない。転勤等により、中学校等卒業後、県外から県内への一家転住が決定的な志願者についても、同様とする。

ア 書類請求及び提出先

(ア) 保護者の住所が県外の場合は、所管となる教育委員会を經由して岡山県教育庁特別支援教育課

(イ) 保護者の住所が県内の場合は、中学校等の校長を經由して志願校

イ 提出期間

令和 8 年 10 月 26 日(月)から令和 8 年 11 月 6 日(金)まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

なお、郵送による場合は、令和 8 年 11 月 6 日(金)午後 5 時までに到着したものに限る。

(5) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。

出願前教育相談は、令和 8 年 10 月 19 日(月)から令和 8 年 10 月 23 日(金)までのうち、志願校の指定する日時とする。志願者は、令和 9 年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科普通科職業コース入学者選抜出願希望者出願前教育相談申込書（様式 5 号）（以下「出願前教育相談申込書（様式 5 号）」という。）及び出願前教育相談票（様式 6 号）を記入し、中学校等へ提出する。中学校等の校長は、志願者が提出した出願前教育相談申込書（様式 5 号）をもとに、出願前教育相談申込一覧表（様式 7 号）を作成し、出願前教育相談申込書（様式 5 号）及び出願前教育相談票（様式 6 号）に添えて、志願校へ提出する。申込期間は、令和 8 年 9 月 24 日(木)から令和 8 年 10 月 2 日(金)まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）に行うものとし、受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。なお、郵送による場合は、令和 8 年 10 月 2 日(金)午後 5 時までに到着したものに限る。

(6) 入学願書等の配付

入学願書等は、出願前教育相談の後、志願校から志願者に配付する。

(7) 受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、志願校から中学校等の校長を經由し、志願者に交付する。

4 入学者選抜のための検査・面接

(1) 実施期日 令和 8 年 12 月 4 日(金)

(2) 日 程

集合時刻 9 時 00 分

検査・面接

検査・面接	開始時刻	終了時刻	時 間
学力検査（国語）	9：25	～ 9：55	30 分
学力検査（数学）	10：10	～ 10：40	30 分
作業能力検査	11：00	～	各志願者について 25 分程度
面 接	13：10	～	各志願者について 5 分程度

(3) 実施場所

志願校

(4) 検査・面接の方法

ア 検査

社会生活や職業生活に必要な基礎的学力をみるため、国語及び数学の学力検査を行う。

社会生活や職業生活に必要な基礎的作業能力をみるため、実技による作業能力検査を行う。

イ 面接

志願者の意欲や長所を多面的にみるため、個人面接を行う。

5 入学者選抜における配慮事項及び検査・面接実施委員会

(1) 配慮事項

学力検査、作業能力検査及び面接を実施するに当たり、病気や障害等の事情により特別な配慮を必要とする志願者について、中学校等の校長は、志願校と十分相談すること。

なお、相談する場合は、中学校等の校長は、病気や障害等の状況や希望する特別な配慮等を記した、受検上の特別な配慮について（様式 8 号）を出願前教育相談時又はその前までに志願校に提出すること。

(2) 検査・面接実施委員会

ア 委員会は、高等支援学校等ごとに設け、学力検査、作業能力検査及び面接の実施管理に当たる。

イ 委員会には、委員長 1 名及び委員を置く。

ウ 委員長は県立高等支援学校及び高等部本科普通科職業コースを設置する特別支援学校の校長（以下「高等支援学校等校長」という。）とし、委員は委員長が選任する者とする。

6 選 抜

(1) 選抜の方針

選抜に当たっては、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査、作業能力検査及び面接の結果を資料として、総合的に判断する。

(2) 選抜委員会

ア 委員会は、高等支援学校等ごとに設け、入学者の選抜を行う。

イ 委員会には、委員長 1 名及び委員を置く。

ウ 委員長は高等支援学校等校長とし、委員は委員長が選任する者とする。

7 合格者の発表

令和 8 年 12 月 22 日(火)午後 1 時から午後 5 時までの間に、志願校及び志願校ホームページで発表する。

また、選抜の結果は、中学校等の校長を通じて本人に通知するとともに、合格者には合格通知書を交付する。ただし、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者については、志願者本人に選抜の結果を通知するとともに、合格者には合格通知書を交付する。

8 追検査

(1) 受検資格

検査当日に、やむを得ず欠席した志願者のうち、次の各号のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ただし、学力検査、作業能力検査及び面接の一部でも受検した者は対象としない。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病（ただし、同規則第 18 条第 3 号にある「その他の感染症」を除く。）の罹患患者

イ 不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により検査を受検できなくなった者

(2) 受検の手続

ア 中学校等の校長は、追検査の受検希望があった場合は、直ちに志願校の校長に電話で連絡するとともに、令和 8 年 12 月 7 日(月)午後 3 時までに追検査受検許可申請書（様式 9 号）に、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を添えて、志願校に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査受検許可申請書（様式 9 号）を期限までに提出した上で、添付書類のみ令和 8 年 12 月 9 日(水)午後 3 時までに志願校に提出する。

なお、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する志願者は、追検査受検許可申請書（様式 9 号）及び受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を上記期日までに、志願校の校長に志願者本人から提出する。

イ 志願校の校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書（様式 10 号）を中学校等の校長を経由して、志願者に交付する。

なお、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する志願者については、追検査受検許可通知書（様式 10 号）を志願校の校長から直接志願者に交付する。

受検票は、先に交付したものを使用する。

(3) 検査・面接

ア 実施期日 令和 8 年 12 月 18 日(金)

イ 実施場所 志願校

ウ 日 程
集合時刻
検査・面接

9時00分

検査・面接	開始時刻	終了時刻	時 間
学力検査（国語）	9：25	～ 9：55	30分
学力検査（数学）	10：10	～ 10：40	30分
作業能力検査	11：00	～	各志願者について 25分程度
面 接	作業能力検査終了後		各志願者について 5分程度

- (4) 検査・面接の方法 **4**の(4)に準ずる。
 (5) 配慮事項 **5**の(1)に準ずる。
 (6) 検査・面接実施委員会 **5**の(2)に準ずる。
 (7) 選抜 **6**に準ずる。
 (8) 合格者の発表 **7**に準ずる。

9 個人情報の本人提供

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく、保有個人情報の本人提供（以下「本人提供」という。）については、次のとおりである。

- (1) 本人提供の申出を行うことができる者
高等支援学校等入学者選抜を受検した者及び受検者の保護者
- (2) 本人提供の対象となる個人情報の内容
学力検査の各教科の得点及び作業能力検査の評価点（閲覧）
- (3) 本人提供を実施する期間
令和8年12月22日(火)から令和9年1月22日(金)まで（ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時まで（令和8年12月22日(火)については、午後1時から午後5時まで）とする。
- (4) 本人提供を実施する場所
受検した高等支援学校等
- (5) 確認のための必要書類
ア 受検者本人の場合は、受検票
イ 受検者の保護者の場合は、受検票及び受検者の保護者本人であることを確認するための書類（運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）等）
※ 顔写真が無い又は住所記載が無い等の書類の場合は、複数の書類により確認する。（国民年金手帳、旅券等）
※ 入学願書に記名のない保護者の場合は、受検者との続柄を確認するための書類（住民票の写し等）を併せて確認する。
- (6) 高等支援学校等校長は、本人提供を行う期間の終了後、速やかに実施結果を本人提供状況報告書（様式11号）により岡山県教育庁特別支援教育課長に報告する。

10 その他

- (1) 県教育委員会教育長が必要と認めたときは、入学者選抜について調査する。
- (2) 出願について不正の事実（応募資格、通学区域、調査書等）があるときは、入学許可後といえども入学を取り消す等の措置をとることがある。
- (3) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第28条の規定により5年間である。
- (4) この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項については、別に定める。

11 出願についての問合せ先

志願校に直接問い合わせること。

岡山瀬戸高等支援学校	〒709-0854 岡山市東区瀬戸町江尻 1326 TEL 086-952-5633
倉敷琴浦高等支援学校	〒711-0903 倉敷市児島田の口 1-1-16 TEL 086-477-9301
倉敷まきび支援学校	〒710-1301 倉敷市真備町箭田 4682-1 TEL 086-697-1233
誕生寺支援学校（弓削校地）	〒709-3612 久米郡久米南町上弓削 1657-1 TEL 086-728-2828

入 学 確 約 書

令和 年 月 日

(入学願書を作成した日を記入する。)

岡山県立

支援学校長 殿

在学又は出身中学校名

ふ り が な

志願者署名

保護者署名

わたくしは、貴校に入学したいので、令和 9 年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科普通科職業コース入学者選抜に合格した場合は、相違なく入学することを確約します。

入学志願者一覧表

令和 年 月 日

岡山県立

支援学校長 殿

学校長

氏 名

受検番号 ※	志 願 者 氏 名	性 別	備 考

※印の欄は記入しないこと。

調 査 書

氏名	(ふりがな)			性別		受検番号	※	
			生年月日			年 月 日生		
年 月 卒業 ・ 卒業見込み								
出欠の記録	学年	出席日数	欠席日数	欠席の主な理由		教育措置の状況	学年	学 級
	1						1	
	2						2	
	3						3	
学習の記録	国語							
	社会							
	数学							
	理科							
	音楽							
	美術							
	保健体育							
	技術・家庭 (職業・家庭)							
	外国語							
	総合的な 学習の時間							
	自立活動							
	特記事項							
特別活動の記録								
学校生活の状況等	基本的生活習慣							
	社会性							
	コミュニケーション							
	行動の特徴							
総合所見及び参考となる事項						作成年月日	令和 年 月 日	
						記入者氏名		
						作成責任者氏名	学校長	

調査書（様式３号）作成上の注意

- 1 高等支援学校等に提出する調査書は、特別支援教育課ホームページからダウンロードしたものを基に作成し、プリンタから出力したもののほか複写したものでもよい。
- 2 ※欄は、記入しないこと。
- 3 各欄の記入は、次のとおりとする。
 - (1) 「出欠の記録」
 - ア 第１学年、第２学年については、指導要録に記入してある出席日数、欠席日数を転記し、第３学年については、令和８年１０月末現在で記入する。（令和８年３月以前の卒業者は、第３学年についても、指導要録に記入してある「欠席日数」を転記する。）ただし、出席停止、忌引き等の日数は、欠席日数に含めない。
 - イ 「欠席の主な理由」欄には、必ずその主な理由を記入する。
 - (2) 「教育措置の状況」

通常、知的、情緒、その他のいずれかを記入する。
 - (3) 「学習の記録」
 - ア 現在の各教科等の学習の状況を記入する。記入に当たっては、特別支援学校学習指導要領に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の内容を踏まえて具体的に記入する。教育課程上実施していない教科がある場合は、「記載事項なし」と記入する。
 - イ 「特記事項」欄については、各教科等の学習について、総合的にみた長所を具体的に記入する。なお、特別に記入を要する事項（例えば、病気、けが等により評価に著しく変動のあった場合）があれば、その状況についても記入する。
 - ウ 「総合的な学習の時間」欄については、この時間に行った学習活動を記入し、生徒の学習状況における顕著な事項や生徒にどのような力が身に付いたかなどを記入する。
 - (4) 「特別活動の記録」

指導要録に記入してある「特別活動の記録」を参考に記入する。
 - (5) 「学校生活の状況等」
 - ア 「基本的生活習慣」欄については、生活リズムや身辺処理等、基本的生活習慣の状況について記入する。
 - イ 「社会性」欄については、集団への参加状況や人との関わり方等の状況について記入する。
 - ウ 「コミュニケーション」欄については、言語の理解と表出についての状況を記入する。
 - エ 「行動の特徴」欄については、指導要録「行動の記録」の項目を参考にして記入する。
 - (6) 「総合所見及び参考となる事項」

部活動の所属部名及び主な活動状況、校外における活動状況（ボランティア活動、文化・スポーツ活動等）など生徒の成長の状況を記入する。また、現在学校で行っている合理的配慮があれば記入する。

特別出願許可申請書

令和 年 月 日

岡山県教育委員会教育長 殿

ふ り が な
志願者署名

保護者署名

次のとおり、岡山県立

支援学校に出願したいので、申請します。

記

志 願 者	生 年 月 日	平成 年 月 日
	現 住 所	
	入学後の住所(予定)	
保 護 者	現 住 所	
	入学後の住所(予定)	
出身（最終）学校名		卒業・卒業見込み
特 別 な 理 由		
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 学校長 氏名 公印		

令和9年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援
学校高等部本科普通科職業コース入学者選抜出願希望者
出願前教育相談申込書

令和 年 月 日

岡山県立

支援学校長 殿

ふ り が な
志 願 者 氏 名

保 護 者 氏 名

在学又は出身学校名

次のとおり、出願前教育相談を申し込みますのでよろしくお願いします。

出願前教育相談 希望日時 *第3希望まで記入 *午前・午後に○印	第1希望	月	日	(曜日)	午前・午後
	第2希望	月	日	(曜日)	午前・午後
	第3希望	月	日	(曜日)	午前・午後

※令和8年10月19日(月)から令和8年10月23日(金)の間で、希望日時
を記入してください。

※希望日時を参考に調整し、相談日時を連絡します。

※必ずしも希望どおりにならない場合もあります。

※在学又は出身学校の校長を経由し、志願校へ令和8年9月24日(木)から令
和8年10月2日(金)午後5時まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
に申し込んでください。

出 願 前 教 育 相 談 票

所属校			
-----	--	--	--

志願者	氏 名	(ふりがな)	保護者	氏 名	(ふりがな)
	住所			住所	
	在籍学級	通常 ・ 特別支援学級（知的・情緒・その他（ ）） その他（ ） ※いずれかを○で囲み、「その他」の場合は記載			

療育手帳	有	(A ・ B)	医師からの診断名	
	取得予定	(令和8年 月頃)		
	無	→右欄に知的障害があることを証明する医師からの診断名を記載すること		

進路希望	(現時点での高等支援学校等卒業後の進路希望)
------	------------------------

出願前教育相談申込一覧表

申込先	岡山瀬戸高等支援学校 ・ 倉敷琴浦高等支援学校 倉敷まきび支援学校（職業コース） ・ 誕生寺支援学校（職業コース） ※ いずれか一つを○で囲む
-----	---

学校名			
担当者		連絡先	— —

出願前教育相談申込一覧

	志願者氏名	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	出席教員名
1		月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	
2		月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	
3		月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	
4		月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	
5		月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	
6		月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	
7		月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	
8		月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	月 日 曜日 午前・午後	

※ 申込先別に作成すること。

※ 枠が足りない場合は、適宜追加し、記入すること。

様式 8 号

令和 年 月 日

岡山県立 支援学校長 殿

立 学校

校長

公印

受検上の特別な配慮について

次の志願者が貴校の入学者選抜を受検するに当たり、特別な配慮をお願いします。

記

1 志願者氏名

2 希望する特別な配慮の内容

追検査受検許可申請書

令和 年 月 日

岡山県立

支援学校長 殿

受 検 番 号

ふ り が な
志 願 者 署 名

保 護 者 署 名

貴校の学力検査等を次の理由で欠席しましたので、関係書類を添付の上、追検査の受検を申請します。

・ 欠席理由

※

上記のとおり相違ないと認めます。

令和 年 月 日

立 学校

校長

公印

なお、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の規定に該当する志願者は、追検査受検許可申請書を志願校の校長に、志願者本人から直接提出するため、※欄の記入は不要である。

追検査受検許可通知書

令和 年 月 日

学校長 殿

岡山県立
校長

支援学校

公印

下記の者に、追検査の受検を許可します。

記

受 検 番 号

志願者氏名

追検査受検許可通知書（志願者用）

受 検 番 号

志願者氏名

在 学 又 は
出身学校名

上記の者の、追検査の受検を許可します。

岡山県立
校長

支援学校

公印

文書番号 第 号
令和 年 月 日

県教育庁特別支援教育課長 殿

県立 支援学校長

本人提供状況報告書

このことについて、次のとおり実施したので報告します。

提供申出により提供ができる個人情報（試験等の名称）	令和 9 年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科普通科職業コース入学者選抜学力検査の各教科の得点及び作業能力検査の評価点
提 供 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
提 供 件 数	件
受 検 者 数	人
備 考	

令和9年度岡山県立特別支援学校高等部（本科・専攻科）入学者選抜実施要項

令和9年度岡山県立特別支援学校の高等部（本科・専攻科）（以下「高等部」という。）の入学者選抜は、この要項の定めるところによる。ただし、岡山県立岡山瀬戸高等支援学校、岡山県立倉敷琴浦高等支援学校、岡山県立倉敷まきび支援学校高等部本科普通科職業コース及び岡山県立誕生寺支援学校高等部本科普通科職業コース（以下「高等支援学校等」という。）の入学者選抜については別に定める。

1 募 集

(1) 応募資格

高等部に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する者であり、かつ、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める各号のいずれかに該当する者でなければならない。

志 願 す る 部 科		要 件
高 等 部 本 科 (普通科職業コースを除く。)		ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「中学部等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者 イ 令和9年3月に中学部等を卒業する見込みの者 ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
高等部専攻科	理療科及び保健理療科	ア 高等部本科、高等学校又は中等教育学校の後期課程（以下「高等部等」という。）を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者 イ 令和9年3月に高等部等を卒業する見込みの者
	理 容 科	ア 高等部本科理容科又は高等部本科総合デザイン科ファッション・ヘアデザインコース ヘア系を卒業した者 イ 令和9年3月に高等部本科総合デザイン科ファッション・ヘアデザインコース ヘア系を卒業する見込みの者

(2) 募集定員

令和9年度高等部（本科・専攻科）の募集定員は、次のとおりとする。

障害種別等	学 校 名	学 科	募集定員
視 覚 障 害	岡 山 盲 学 校	本 科	普 通 科 15名
			保健理療科 20名
		専 攻 科	理 療 科 10名
			保健理療科 10名
聴 覚 障 害	岡 山 聾 学 校	本 科	普 通 科 9名
			総合デザイン科 16名
		専 攻 科	理 容 科 8名
知 的 障 害	岡 山 西 支 援 学 校	本 科 普 通 科	18名
	岡 山 東 支 援 学 校	本 科 普 通 科	18名
	岡 山 南 支 援 学 校	本 科 普 通 科	40名
	倉 敷 ま き び 支 援 学 校	本科普通科（生活コース）	32名
	西 備 支 援 学 校	本 科 普 通 科	18名
	岡山県健康の森学園支援学校	本 科 普 通 科	9名
	東 備 支 援 学 校	本 科 普 通 科	18名
	誕 生 寺 支 援 学 校	本科普通科（生産コース）	16名

肢体不自由	岡山支援学校	本科普通科	20名
	岡山東支援学校	本科普通科	9名
	倉敷まきび支援学校	本科普通科	9名
	西備支援学校	本科普通科	9名
	早島支援学校	本科普通科	9名
	誕生寺支援学校	本科普通科	9名
病 弱	早島支援学校	本科普通科	10名
		本科普通科（派遣学級）	3名
訪問教育	岡山支援学校	本科普通科	若干名
	岡山西支援学校	本科普通科	
	岡山東支援学校	本科普通科	
	倉敷まきび支援学校	本科普通科	
	西備支援学校	本科普通科	
	岡山県健康の森学園支援学校	本科普通科	
	東備支援学校	本科普通科	
	早島支援学校	本科普通科	
	誕生寺支援学校	本科普通科	

2 通学区域等

〔視覚障害〕

学 校 名	通 学 区 域
岡山盲学校	全県

〔聴覚障害〕

学 校 名	通 学 区 域
岡山聾学校	全県

〔知的障害〕

学 校 名	通 学 区 域 等
岡山西支援学校	岡山市のうち次の中学校区（岡北（牧石小学校の旧牧山分校區を除く。）、京山、石井、御南、吉備、中山、香和、高松、足守）
岡山東支援学校	岡山市のうち次の中学校区（東山、操山、操南、富山、竜操、高島、旭東、上南、岡北（牧石小学校の旧牧山分校區））、旭川学園入所者
岡山南支援学校	岡山市のうち次の中学校区（岡山中央、桑田、岡輝、福浜、福南、芳泉、芳田、光南台、妹尾、福田、興除、藤田、灘崎）、玉野市、早島町
	※【倉敷支援学校との調整区域】倉敷市のうち東陽中学校区
倉敷まきび支援学校	倉敷市のうち次の小学校区（万寿、中洲、中庄、菅生、庄、西阿知）及び次の中学校区（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備）、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町、ももぞの学園入所者
	※【倉敷支援学校との調整区域】倉敷市のうち次の小学校区（倉敷東、倉敷西、老松、万寿東、大高、倉敷南、中島、旭丘、連島北）
西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

岡山県健康の森学園支援学校	全県
東 備 支 援 学 校	岡山市のうち次の中学校等区（西大寺、上道、山南学園、瀬戸）、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町、津山ひかり学園ひかりの風入所者、岡山市のうち御津、建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町

※ 居住地が倉敷市立倉敷支援学校との調整区域に当たる場合は、いずれかを選択して出願することができる。

〔肢体不自由〕

学 校 名	通 学 区 域 等
岡 山 支 援 学 校	全県、旭川療育園・旭川児童院入所者
岡 山 東 支 援 学 校	岡山市のうち次の中学校等区（岡山中央、岡北、京山、石井、桑田、岡輝、福浜、福南、芳泉、東山、操山、操南、富山、御南、芳田、光南台、竜操、高島、旭東、西大寺、上南、山南学園、香和、上道、瀬戸）、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
倉 敷 ま き び 支 援 学 校	倉敷市のうち次の中学校区（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備）、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町
西 備 支 援 学 校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
早 島 支 援 学 校	岡山市のうち次の中学校区（中山、高松、吉備、妹尾、福田、興除、足守、藤田、灘崎）、倉敷市（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備中学校区を除く。）、玉野市、早島町
誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町、岡山市のうち御津、建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町

〔病 弱〕

学 校 名	通 学 区 域 等
早 島 支 援 学 校	全県
早島支援学校（派遣学級）	南岡山医療センター「つくし病棟」入院者

〔訪問教育〕

学 校 名	訪 問 区 域 等
岡 山 支 援 学 校	旭川児童院入所者
岡 山 西 支 援 学 校	岡山市のうち旭川以西（御津、建部、灘崎中学校区を除く。）
岡 山 東 支 援 学 校	岡山市のうち旭川以东（西大寺、上道、山南学園、瀬戸中学校等区を除く。）及び御津、建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町
倉 敷 ま き び 支 援 学 校	倉敷市のうち次の中学校区（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備）、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町
西 備 支 援 学 校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
岡山県健康の森学園支援学校	新見市、真庭市、新庄村
東 備 支 援 学 校	岡山市のうち次の中学校等区（西大寺、上道、山南学園、瀬戸）、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
早 島 支 援 学 校	倉敷市（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備中学校区を除く。）、玉野市、早島町、岡山市のうち灘崎中学校区
誕生寺支援学校	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町

3 実施校・学科

入学者選抜を実施する学校・学科は次のとおりである。

(1) 本科普通科（職業コースを除く。）

障害種別等	学 校 名
視 覚 障 害	岡山盲学校
聴 覚 障 害	岡山聾学校
知 的 障 害	岡山西支援学校、岡山東支援学校、岡山南支援学校、倉敷まきび支援学校、西備支援学校、岡山県健康の森学園支援学校、東備支援学校、誕生寺支援学校
肢体不自由	岡山支援学校、岡山東支援学校、倉敷まきび支援学校、西備支援学校、早島支援学校、誕生寺支援学校
病 弱	早島支援学校
訪 問 教 育	岡山支援学校、岡山西支援学校、岡山東支援学校、倉敷まきび支援学校、西備支援学校、岡山県健康の森学園支援学校、東備支援学校、早島支援学校、誕生寺支援学校

(2) 専門教育を主とする学科

障害種別	学 校 名	学 科
視 覚 障 害	岡山盲学校	本科保健理療科 専攻科理療科、専攻科保健理療科
聴 覚 障 害	岡山聾学校	本科総合デザイン科 ※ 専攻科理容科

※ なお、岡山聾学校の本科総合デザイン科ファッション・ヘアデザインコース ヘア系については、令和12年度に専攻科理容科が廃止することに伴い、令和9年度以降の入学者は選択できない。

4 出 願

【高等部（視覚障害）本科普通科】

(1) 出願の条件・制限

- ア 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する視覚障害を主とする者とする。
- イ 志願者は「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。
- ウ 志願者は2以上の県立特別支援学校（高等支援学校等を除く。）に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和9年1月12日(火)から令和9年1月15日(金)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和9年1月15日(金)の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に、志願する特別支援学校（以下「志願校」という。）と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類を、在学又は出身中学部等の校長（以下「中学部等の校長」という。）を経由して、出願の期間内に志願校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者（上記在外教育施設の卒業（見込）者を除く。以下4において同じ。）は、志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入 学 願 書（志願校所定の様式）	1 部
視覚障害診断書（志願校所定の様式）	1 部
身体状況報告書（志願校所定の様式）	1 部

イ 中学部等の校長は、志願者が提出した入学願書、視覚障害診断書及び身体状況報告書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数
調査書（様式12号又は様式13号）	1 部

※ 中学部等を卒業後5年以上が経過した者で、出身校で調査書が発行できない場合は、卒業証明書で代えることができる。

※ 提出する様式については、志願校に問い合わせること。

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和8年11月16日(月)から令和9年1月8日(金)まで（ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のうち、志願校の指定する日時とする。申込みは、令和9年度高等部入学者選抜出願希望者出願前教育相談申込書（様式15号）（以下「出願前教育相談申込書（様式15号）」という。）により、志願校へ令和8年10月26日(月)から令和8年10月30日(金)までに行うものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、令和8年10月30日(金)午後5時までに到着したものに限る。

(5) 入学願書等の配付

入学願書等は、出願前教育相談後、志願校から該当する中学部等の校長へ配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、志願校から中学部等の校長を経由し、志願者に交付する。

【高等部（視覚障害）本科保健理療科】

(1) 出願の条件・制限

- ア 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する視覚障害を主とする者とする。
- イ 志願者は「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。
- ウ 志願者は2以上の県立特別支援学校（高等支援学校等を除く。）に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和9年1月18日(月)から令和9年1月22日(金)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和9年1月22日(金)の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に志願校と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

- ア 志願者は、次の書類を、中学部等の校長を経由して出願の期間内に志願校に提出する。
ただし、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入 学 願 書 (志願校所定の様式)	1 部
視覚障害診断書 (志願校所定の様式)	1 部
身体状況報告書 (志願校所定の様式)	1 部

- イ 中学部等の校長は、志願者が提出した入学願書、視覚障害診断書及び身体状況報告書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数
調査書 (様式 12 号)	1 部

※ 中学部等を卒業後 5 年以上が経過した者で、出身校で調査書が発行できない場合は、卒業証明書で代えることができる。

※ 提出する様式については、志願校に問い合わせること。

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和 8 年 12 月 14 日(月)から令和 9 年 1 月 8 日(金)まで(ただし、令和 8 年 12 月 29 日(火)から令和 9 年 1 月 3 日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。)のうち、志願校の指定する日時とする。申込みは、出願前教育相談申込書(様式 15 号)により、志願校へ令和 8 年 12 月 7 日(月)から令和 8 年 12 月 11 日(金)までに行うものとし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送による場合は、令和 8 年 12 月 11 日(金)午後 5 時までに到着したものに限る。

(5) 入学願書等の配付

入学願書等は、出願前教育相談後、志願校から配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は入学願書受理後、志願校から志願者へ交付する。

【高等部(視覚障害)専攻科】

(1) 出願の条件・制限

- ア 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に該当する視覚障害を主とする者とする。
イ 志願者は「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。

(2) 出願の期間

令和 9 年 1 月 18 日(月)から令和 9 年 1 月 22 日(金)までとし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

なお、郵送の場合は、令和 9 年 1 月 22 日(金)の午後 5 時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留(必要に応じて速達にする。)にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に志願校と連絡を取り、返送方法(返信用封筒、返信用切手等)について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

- ア 志願者は、次の書類を、在学又は出身高等部等の校長(以下「高等部等の校長」という。)を経由して出願の期間内に志願校に提出する。

ただし、高等部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は、志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入 学 願 書 (志願校所定の様式)	1 部
視覚障害診断書 (志願校所定の様式)	1 部
身体状況報告書 (志願校所定の様式)	1 部

- イ 高等部等の校長は、志願者が提出した入学願書、視覚障害診断書及び身体状況報告書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数
卒業証明書又は卒業見込み証明書	1 部

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和8年12月14日(月)から令和9年1月8日(金)まで(ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。)のうち、志願校の指定する日時とする。申込みは、出願前教育相談申込書(様式15号)により、志願校へ令和8年12月7日(月)から令和8年12月11日(金)までに行うものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、令和8年12月11日(金)午後5時までに到着したものに限る。

(5) 入学願書等の配付

入学願書等は、出願前教育相談後、志願校から配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は入学願書受理後、志願校から志願者へ交付する。

【高等部(聴覚障害)本科】

(1) 出願の条件・制限

ア 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する聴覚障害を主とする者とする。

イ 志願者は「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。

ウ 志願者は2以上の県立特別支援学校(高等支援学校等を除く。)に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和9年1月12日(火)から令和9年1月15日(金)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和9年1月15日(金)の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留(必要に応じて速達にする。)にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に志願校と連絡を取り、返送方法(返信用封筒、返信用切手等)について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類を、中学部等の校長を経由して出願の期間内に志願校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入 学 願 書 (志願校所定の様式)	1 部
オーディオグラム (医療機関の様式)	令和8年10月1日以降に医療機関で検査を行い、医師の証明を記したもの 1部 ※両耳それぞれの気導聴力・骨導聴力レベル及び平均聴力レベル並びに両耳に補装具を装用した場合の音場聴力レベルを記載したもの

イ 中学部等の校長は、志願者が提出した入学願書及びオーディオグラムの記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数
調査書 (様式12号又は様式13号)	1 部

※ 中学部等を卒業後5年以上が経過した者で、出身校で調査書が発行できない場合は、卒業証明書で代えることができる。

※ 提出する様式については、志願校に問い合わせること。

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和8年11月16日(月)から令和9年1月8日(金)まで(ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。)のうち、志願校の指定する日時とする。申込みは、出願前教育相談申込書(様式15号)により志願校へ令和8年10月26日(月)から令和8年10月30日(金)までに行うものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、令和8年10月30日(金)午後5時までに到着したものに限る。

(5) 入学願書の配付

入学願書は、出願前教育相談後、志願校から該当する中学部等の校長へ配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、志願校から中学部等の校長を経由し、志願者に交付する。

【高等部（聴覚障害）専攻科】

(1) 出願の条件・制限

- ア 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する聴覚障害を主とする者とする。
 イ 志願者は「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。

(2) 出願の期間

令和9年1月12日(火)から令和9年1月15日(金)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和9年1月15日(金)の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に志願校と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

- ア 志願者は、次の書類を、高等部等の校長を経由して出願の期間内に志願校に提出する。
 ただし、高等部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は、志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入 学 願 書（志願校所定の様式）	1 部
オーディオグラム（医療機関の様式）	令和8年10月1日以降に医療機関で検査を行い、医師の証明を記したもの 1 部 ※両耳それぞれの気導聴力・骨導聴力レベル及び平均聴力レベル並びに両耳に補装具を装用した場合の音場聴力レベルを記載したもの

- イ 高等部等の校長は、志願者が提出した入学願書及びオーディオグラムの記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数
調査書（志願校所定の様式）	1 部

※ 高等部等を卒業後5年以上が経過した者で、出身校で調査書が発行できない場合は、卒業証明書で代えることができる。

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和8年11月16日(月)から令和9年1月8日(金)まで（ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のうち、志願校の指定する日時とする。申込みは、出願前教育相談申込書（様式15号）により、志願校へ令和8年10月26日(月)から令和8年10月30日(金)までに行うものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、令和8年10月30日(金)午後5時までに到着したものに限る。

(5) 入学願書の配付

入学願書は、出願前教育相談後、志願校から配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は入学願書受理後、志願校から志願者へ交付する。

【高等部（知的障害）本科普通科】（職業コースを除く。）

(1) 出願の条件・制限

- ア 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する知的障害を主とする者とする。
 イ 志願者（障害者福祉施設入所者を除く。）は「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。障害者福祉施設入所者については、「2 通学区域等」に定める区域等に従って出願すること。
 ウ 志願者は2以上の県立特別支援学校（高等支援学校等を除く。）に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和9年1月12日(火)から令和9年1月15日(金)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和9年1月15日(金)の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に志願校と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

- ア 志願者は、次の書類を、中学部等の校長を経由して出願の期間内に志願校に提出する。
ただし、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入学願書（志願校所定の様式）	1 部

- イ 中学部等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数
調査書（様式 13 号）	1 部

※ 中学部等を卒業後 5 年以上が経過した者で、出身校で調査書が発行できない場合は、卒業証明書で代えることができる。

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。ただし、特別支援学校高等部本科普通科職業コースを受検し不合格となった者で、同一校の本科普通科への入学を志願する者については、志願校の校長の判断により、職業コースの出願前教育相談をもってこれに代えることができる。

なお、原則として出願前教育相談は、令和 8 年 11 月 16 日(月)から令和 9 年 1 月 8 日(金)まで(ただし、令和 8 年 12 月 29 日(火)から令和 9 年 1 月 3 日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。)のうち、志願校の指定する日時とする。申込みは、出願前教育相談申込書(様式 15 号)により志願校へ令和 8 年 10 月 26 日(月)から令和 8 年 10 月 30 日(金)までに行うものとし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送による場合は、令和 8 年 10 月 30 日(金)午後 5 時までに到着したものに限る。

高等支援学校等に合格し、出願前教育相談を受ける必要がなくなった者は、その旨を志願校へ令和 8 年 12 月 22 日(火)午後 5 時までに中学部等の校長を経由して連絡する。

(5) 入学願書の配付

入学願書は、出願前教育相談後、志願校から該当する中学部等の校長へ配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、志願校から中学部等の校長を経由し、志願者に交付する。

【高等部（肢体不自由）本科普通科】

(1) 出願の条件・制限

ア 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に該当する肢体不自由を主とする者とする。

イ 志願者（障害者福祉施設入所者を除く。）は「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。障害者福祉施設入所者については、「2 通学区域等」に定める区域等に従って出願すること。

ウ 志願者は 2 以上の県立特別支援学校（高等支援学校等を除く。）に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和 9 年 1 月 12 日(火)から令和 9 年 1 月 15 日(金)までとし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。

なお、郵送の場合は、令和 9 年 1 月 15 日(金)の午後 5 時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に志願校と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

- ア 志願者は、次の書類を、中学部等の校長を経由して出願の期間内に志願校に提出する。
ただし、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入学願書（志願校所定の様式）	1 部

- イ 中学部等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数
調査書（様式 12 号又は様式 13 号）	1 部

※ 中学部等を卒業後 5 年以上が経過した者で、出身校で調査書が発行できない場合は、卒業証明書で代えることができる。

※ 提出する様式については、志願校に問い合わせること。

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和8年11月16日(月)から令和9年1月8日(金)まで(ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。)のうち、志願校の指定する日時とする。申込みは、出願前教育相談申込書(様式15号)により志願校へ令和8年10月26日(月)から令和8年10月30日(金)までに行うものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、令和8年10月30日(金)午後5時までに到着したものに限る。

(5) 入学願書の配付

入学願書は、出願前教育相談後、志願校から該当する中学部等の校長へ配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、志願校から中学部等の校長を経由し、志願者に交付する。

【高等部(病弱)本科普通科】

(1) 出願の条件・制限

ア 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する病弱・身体虚弱を主とする者とする。

イ 志願者は「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。

ウ 志願者は2以上の県立特別支援学校(高等支援学校等を除く。)に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和9年1月12日(火)から令和9年1月15日(金)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和9年1月15日(金)の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留(必要に応じて速達にする。)にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に志願校と連絡を取り、返送方法(返信用封筒、返信用切手等)について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類を、中学部等の校長を経由して出願の期間内に志願校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入学願書(志願校所定の様式)	1 部
主治医の診断書の写し	1 部 ※必要に応じ、主治医以外の診断書の写しの提出を求める場合がある。

イ 中学部等の校長は、志願者が提出した入学願書及び主治医の診断書の写しの記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数
調査書(様式12号又は様式13号)	1 部

※ 中学部等を卒業後5年以上が経過した者で、出身校で調査書が発行できない場合は、卒業証明書で代えることができる。

※ 提出する様式については、志願校に問い合わせること。

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和8年11月16日(月)から令和9年1月8日(金)まで(ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。)のうち、志願校の指定する日時とする。申込みは、出願前教育相談申込書(様式15号)により志願校へ令和8年10月26日(月)から令和8年10月30日(金)までに行うものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、令和8年10月30日(金)午後5時までに到着したものに限る。

(5) 入学願書の配付

入学願書は、出願前教育相談後、志願校から該当する中学部等の校長へ配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、志願校から中学部等の校長を経由し、志願者に交付する。

【高等部（病弱）本科普通科（派遣学級）】

(1) 出願の条件・制限

- ア 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する病弱・身体虚弱を主とする者とする。
- イ 独立行政法人国立病院機構南岡山医療センターが設置する重症心身障害児病棟「つくし病棟」に入院している者
- ウ 志願者は2以上の県立特別支援学校（高等支援学校等を除く。）に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和9年1月12日(火)から令和9年1月15日(金)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和9年1月15日(金)の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に志願校と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

- ア 志願者は、次の書類を、中学部等の校長を経由して出願の期間内に志願校に提出する。
ただし、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入学願書（志願校所定の様式）	1 部

- イ 中学部等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数
調査書（様式14号）	1 部

※ 中学部等を卒業後5年以上が経過した者で、出身校で調査書が発行できない場合は、卒業証明書で代えることができる。

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和8年11月16日(月)から令和9年1月8日(金)まで（ただし、令和8年12月29日(火)から令和9年1月3日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のうち、志願校の指定する日時とする。申込みは、出願前教育相談申込書（様式15号）により志願校へ令和8年10月26日(月)から令和8年10月30日(金)までに行うものとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、令和8年10月30日(金)午後5時までに到着したものに限る。

(5) 入学願書の配付

入学願書は、出願前教育相談後、志願校から該当する中学部等の校長へ配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、志願校から中学部等の校長を経由し、志願者に交付する。

【高等部（訪問教育）本科普通科】

(1) 出願の条件・制限

- ア 障害が重度又は重複のため通学して教育を受けることが困難な者
- イ 中学部等の卒業生については、義務教育で訪問教育が実施された昭和54年度以降に卒業した者
- ウ 障害者福祉施設へ入所していない者（岡山支援学校を除く。）
- エ 志願者（障害者福祉施設入所者を除く。）は「2 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者とする。障害者福祉施設入所者については、「2 通学区域等」に定める区域等に従って出願すること。

(2) 出願の期間

令和9年1月12日(火)から令和9年1月15日(金)までとし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は、令和9年1月15日(金)の午後5時までに到着したものに限る。その際、封筒表面に「出願関係書類在中」と朱書きし、簡易書留（必要に応じて速達にする。）にて提出することとする。受検票等の郵送による返却を希望する場合は、事前に志願校と連絡を取り、返送方法（返信用封筒、返信用切手等）について打ち合わせる。

(3) 出願の手続

- ア 志願者は、次の書類を、中学部等の校長を経由して、出願の期間内に志願校に提出する。
ただし、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する者は、志願者本人から提出することができる。

名 称	部 数
入学願書（志願校所定の様式）	1 部

- イ 中学部等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成して出願の期間内に志願校に提出する。

名 称	部 数
調査書（様式 14 号）	1 部

※ 中学部等を卒業後 5 年以上が経過した者で、出身校で調査書が発行できない場合は、卒業証明書で代えることができる。

(4) 出願前教育相談

志願者は、出願に当たっては事前に志願校の出願前教育相談を受けること。

なお、原則として出願前教育相談は、令和 8 年 11 月 16 日(月)から令和 9 年 1 月 8 日(金)まで(ただし、令和 8 年 12 月 29 日(火)から令和 9 年 1 月 3 日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。)のうち、志願校の指定する日時とする。申込みは、出願前教育相談申込書(様式 15 号)により志願校へ令和 8 年 10 月 26 日(月)から令和 8 年 10 月 30 日(金)までに行うものとし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送による場合は、令和 8 年 10 月 30 日(金)午後 5 時までに到着したものに限る。

(5) 入学願書の配付

入学願書は、出願前教育相談後、志願校から該当する中学部等の校長へ配付する。

(6) 受検票の交付

受検票は、入学願書受理後、志願校から中学部等の校長を経由し、志願者に交付する。

5 特別出願の手続

特別な理由により保護者とともに「2 通学区域等」に定める区域等に居住できない志願者は、出願に先立って次により特別出願許可申請書(様式 16 号)を提出し、許可を受けなければならない。転勤等により、中学部等又は高等部等卒業後、県外から県内へ又は県内の他の通学区域等への一家転住が決定的な志願者についても、同様とする。

(1) 書類請求及び提出先

ア 保護者の住所が県外の場合は、所管となる教育委員会を経由して岡山県教育庁特別支援教育課

イ 保護者の住所が県内の場合は、中学部等の校長又は高等部等の校長を経由して志願校

(2) 提出期間

令和 8 年 11 月 24 日(火)から令和 9 年 1 月 4 日(月)まで(ただし、令和 8 年 12 月 29 日(火)から令和 9 年 1 月 3 日(日)までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とし、受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

なお、郵送による場合は、令和 9 年 1 月 4 日(月)午後 5 時までに到着したものに限る。

6 入学者選抜のための検査・面接

【高等部（視覚障害）本科普通科】

- (1) 実施期日
令和9年2月1日(月) 開始時刻については、志願校が指定する。
- (2) 実施場所
志願校
- (3) 面接
志願者には、面接を実施する。

【高等部（視覚障害）本科保健理療科及び専攻科】

- (1) 実施期日及び場所
令和9年3月2日(火) 志願校
- (2) 検査
午前9時30分から実施する。

本科 保健理療科	学力検査（一般教養Ⅰ・Ⅱ）、諸検査（小論文、理療適性検査）
専攻科 理療科	学力検査 一般教養Ⅰ・Ⅱ又は保健理療Ⅰ・Ⅱ 保健理療科の課程を修了している者（修了見込みの者を含む。）に限り、 保健理療Ⅰ・Ⅱを選択することができる。 諸検査（小論文、理療適性検査）
専攻科 保健理療科	

- (3) 面接
志願者には、面接を実施する。

【高等部（聴覚障害）本科】

- (1) 実施期日
令和9年2月1日(月) 開始時刻については、志願校が指定する。
- (2) 実施場所
志願校
- (3) 面接
志願者には、面接を実施する。

【高等部（聴覚障害）専攻科】

- (1) 実施期日及び場所
令和9年2月1日(月) 志願校
- (2) 検査
午前9時30分から、学力検査を実施する。志願者は、5科目（「関係法規・制度」「衛生管理」「保健」「化粧品化学」「理容技術理論」）の中から、3科目を選択する。
- (3) 面接
志願者には、面接を実施する。

【高等部（知的障害）本科普通科】（職業コースを除く。）

- (1) 実施期日
令和9年2月1日(月) 開始時刻については、志願校が指定する。
- (2) 実施場所
志願校
- (3) 面接
志願者には、面接を実施する。

【高等部（肢体不自由）本科普通科】

- (1) 実施期日
令和9年2月1日(月) 開始時刻については、志願校が指定する。
- (2) 実施場所
志願校
- (3) 面接
志願者には、面接を実施する。

【高等部（病弱）本科普通科】

- (1) 実施期日
令和9年2月1日(月) 開始時刻については、志願校が指定する。
- (2) 実施場所
志願校
- (3) 面接
志願者には、面接を実施する。

【高等部（病弱）本科普通科（派遣学級）】

- (1) 実施期日
令和9年2月1日(月) 開始時刻については、志願校が指定する。
- (2) 実施場所
独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター内の早島支援学校派遣学級教室又は病室
- (3) 面接
志願者には、面接を実施する。

【高等部（訪問教育）本科普通科】

- (1) 実施期日
令和9年2月1日(月)、令和9年2月2日(火)、令和9年2月3日(水)の3日間で、日時は、志願校が指定する。
- (2) 実施場所
志願校又は志願者の自宅等
- (3) 面接
志願者には、面接を実施する。

7 入学者選抜における配慮事項及び検査・面接実施委員会

(1) 配慮事項

6の検査・面接は障害の状態や特性に配慮し、行う。病気や障害等の事情により特別な配慮を必要とする志願者について、中学部等の校長又は高等部等の校長は、事前に志願校と十分相談すること。

なお、相談する場合は、中学部等の校長又は高等部等の校長は、病気や障害等の状況や希望する特別な配慮等を記した、受検上の特別な配慮について（様式 17 号）を出願前教育相談時又はその前に志願校に提出すること。

(2) 検査・面接実施委員会

ア 委員会は、高等部部門ごとに設け、6の検査・面接の実施管理に当たる。

イ 委員会には、委員長 1 名及び委員を置く。

ウ 委員長は特別支援学校長とし、委員は委員長が選任する者とする。

8 選 抜

(1) 選抜の方針

選抜に当たっては、中学部等の校長又は高等部等の校長から提出される調査書、6の検査・面接の結果を資料として、総合的に判断する。

(2) 選抜委員会

ア 委員会は、特別支援学校ごとに設け、入学者の選抜を行う。

イ 委員会には、委員長 1 名及び委員を置く。

ウ 委員長は特別支援学校長とし、委員は委員長が選任する者とする。

9 合格者の発表

志 願 す る 部 科	発 表 日 等
高等部本科 (高等部(視覚障害)本科保健 理療科を除く。)	令和9年2月18日(木)午前9時から午後5時までの間に、志願校で発表する。また、選抜の結果を中学部等の校長を通じて本人に通知するとともに、合格通知書を交付する。ただし、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者については、志願者本人に選抜の結果を通知するとともに、合格通知書を交付する。
高等部(視覚障害)本科保健 理療科及び専攻科	令和9年3月9日(火)午前9時から午後5時までの間に、志願校及び志願校ホームページで発表する。ただし、追検査を受検した者については、令和9年3月18日(木)午前9時から午後5時までの間に、志願校及び志願校ホームページで発表する。また、選抜の結果を中学部等の校長を通じて本人に通知するとともに、合格通知書を交付する。ただし、学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者及び専攻科志願者については、志願者本人に選抜の結果を通知するとともに、合格通知書を交付する。
高等部(聴覚障害)専攻科	令和9年2月18日(木)午前9時から午後5時までの間に、志願校及び志願校ホームページで発表する。また、選抜の結果を本人に直接通知するとともに、合格通知書を交付する。

10 高等部本科追検査（高等部（視覚障害）本科保健医療科及び普通科職業コースを除く。）

(1) 受検資格

検査当日に、やむを得ず欠席した志願者のうち、次の各号のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ア 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病（ただし、同規則第 18 条第 3 号にある「その他の感染症」を除く。）の罹患者

イ 不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により検査を受検できなくなった者

(2) 受検の手続

ア 中学部等の校長は、追検査の受検希望があった場合は、直ちに志願校の校長に電話で連絡するとともに、令和 9 年 2 月 4 日（木）午後 3 時までに追検査受検許可申請書（様式 18 号）に、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を添えて、志願校に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査受検許可申請書（様式 18 号）を期限までに提出した上で、添付書類のみ令和 9 年 2 月 8 日（月）午後 3 時までに志願校に提出する。

なお、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する志願者は、追検査受検許可申請書（様式 18 号）及び受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を上記期日までに、志願校の校長に志願者本人から提出する。

イ 志願校の校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書（様式 19 号）を中学部等の校長を経由して、志願者に交付する。

なお、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する志願者については、追検査受検許可通知書（様式 19 号）を志願校の校長から直接志願者に交付する。

受検票は、先に交付したものを使用する。

(3) 実施期日 令和 9 年 2 月 12 日（金） 開始時刻については、志願校が指定する。

(4) 実施場所 それぞれ 6 の(2)に準ずる。

(5) 実施方法 それぞれ 6 の(3)に準ずる。

(6) 配慮事項 7 の(1)に準ずる。

(7) 検査・面接実施委員会 7 の(2)に準ずる。

(8) 選抜 8 に準ずる。

(9) 合格者の発表 9 に準ずる。

11 高等部（視覚障害）本科保健医療科及び専攻科追検査

(1) 受検資格

検査当日に、やむを得ず欠席した志願者のうち、次の各号のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ただし、6 の検査・面接の一部でも受検した者は対象としない。

ア 学校保健安全法施行規則第 18 条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病（ただし、同規則第 18 条第 3 号にある「その他の感染症」を除く。）の罹患者

イ 不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により検査を受検できなくなった者

(2) 受検の手続

ア 中学部等の校長又は高等部等の校長は、追検査の受検希望があった場合は、直ちに志願校の校長に電話で連絡するとともに、令和 9 年 3 月 3 日（水）午後 3 時までに追検査受検許可申請書（様式 18 号）に、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を添えて、志願校に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査受検許可申請書（様式 18 号）を期限までに提出した上で、添付書類のみ令和 9 年 3 月 5 日（金）午後 3 時までに志願校に提出する。

なお、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する志願者及び高等部等を卒業したと同等以上の学力があると認められた志願者は、追検査受検許可申請書（様式 18 号）及び受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書等）を上記期日までに、志願校の校長に志願者本人から提出する。

イ 志願校の校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書（様式 19 号）を中学部等の校長又は高等部等の校長を経由して、志願者に交付する。

なお、学校教育法施行規則第 95 条の規定に該当する志願者及び高等部等を卒業したと同等以上の学力があると認められた志願者については、追検査受検許可通知書（様式 19 号）を志願校の校長から直接志願者に交付する。

受検票は、先に交付したものを使用する。

- (3) 実施期日 令和9年3月16日(火) 開始時刻については、志願校が指定する。
- (4) 実施場所 志願校
- (5) 実施方法 それぞれ**6**の(2)(3)に準ずる。
- (6) 配慮事項 **7**の(1)に準ずる。
- (7) 検査・面接実施委員会 **7**の(2)に準ずる。
- (8) 選抜 **8**に準ずる。
- (9) 合格者の発表 **9**に準ずる。

12 高等部（聴覚障害）専攻科追検査

(1) 受検資格

検査当日に、やむを得ず欠席した志願者のうち、次の各号のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ただし、**6**の検査・面接の一部でも受検した者は対象としない。

ア 学校保健安全法施行規則第18条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病（ただし、同規則第18条第3号にある「その他の感染症」を除く。）の罹患者

イ 不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により検査を受検できなくなった者

(2) 受検の手続

ア 高等部等の校長は、追検査の受検希望があった場合は、直ちに志願校の校長に電話で連絡するとともに、令和9年2月4日(木)午後3時までに追検査受検許可申請書(様式18号)に、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類(医師の診断書等)を添えて、志願校に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査受検許可申請書(様式18号)を期限までに提出した上で、添付書類のみ令和9年2月8日(月)午後3時までに志願校に提出する。

なお、高等部等を卒業したと同等以上の学力があると認められた志願者は、追検査受検許可申請書(様式18号)及び受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類(医師の診断書等)を上記期日までに、志願校の校長に志願者本人から提出する。

イ 志願校の校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書(様式19号)を高等部等の校長を経由して、志願者に交付する。

なお、高等部等を卒業したと同等以上の学力があると認められた志願者については、追検査受検許可通知書(様式19号)を志願校の校長から直接志願者に交付する。

受検票は、先に交付したものを使用する。

- (3) 実施期日 令和9年2月12日(金) 開始時刻については、志願校が指定する。
- (4) 実施場所 志願校
- (5) 実施方法 それぞれ**6**の(2)(3)に準ずる。
- (6) 配慮事項 **7**の(1)に準ずる。
- (7) 検査・面接実施委員会 **7**の(2)に準ずる。
- (8) 選抜 **8**に準ずる。
- (9) 合格者の発表 **9**に準ずる。

13 個人情報の本人提供

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づく、保有個人情報の本人提供（以下「本人提供」という。）については、次のとおりである。

- (1) 本人提供の申出を行うことができる者
県立特別支援学校高等部（本科・専攻科）入学者選抜を受検した者及び受検者の保護者（普通科職業コースを除く。）
- (2) 本人提供の対象となる個人情報の内容
学力検査又は諸検査の得点又は評価点（閲覧）
- (3) 本人提供を実施する期間
高等部（聴覚障害）専攻科については、令和 9 年 2 月 18 日（木）から令和 9 年 3 月 18 日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。
高等部（視覚障害）本科保健医療科及び高等部（視覚障害）専攻科については、令和 9 年 3 月 9 日（火）から令和 9 年 4 月 9 日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。なお、追検査を受検した者及び受検者の保護者の本人提供を実施する期間については、令和 9 年 3 月 18 日（木）から令和 9 年 4 月 19 日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 本人提供を実施する場所
受検した特別支援学校
- (5) 確認のための必要書類
ア 受検者本人の場合は、受検票
イ 受検者の保護者の場合は、受検票及び受検者の保護者本人であることを確認するための書類（運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）等）
※ 顔写真が無い又は住所記載が無い等の書類の場合は、複数の書類により確認する。（国民年金手帳、旅券等）
※ 入学願書に記名のない保護者の場合は、受検者との続柄を確認するための書類（住民票の写し等）を併せて確認する。
- (6) 特別支援学校長は、本人提供を行う期間の終了後、速やかに実施結果を本人提供状況報告書（様式 20 号）により岡山県教育庁特別支援教育課長に報告する。

14 その他

- (1) 県教育委員会教育長が必要と認めたときは、入学者選抜について調査する。
- (2) 出願について不正の事実（応募資格、通学区域、調査書等）があるときは、入学許可後といえども入学を取り消す等の措置をとることがある。
- (3) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第 28 条の規定により 5 年間である。
- (4) この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項については、別に定める。

15 出願についての問合せ先

志願校に直接問い合わせること。

※（別表）令和 9 年度岡山県立特別支援学校一覧及び入学者選抜日程を参照のこと。

(別表) 令和9年度岡山県立特別支援学校一覧及び入学者選抜日程

障害 種別	学 校	所 在 地	学 科		修業 年限	出願期間	諸検査実施日	合格者の発表
視覚障害	岡 山 盲 学 校	〒703-8235 岡山市中区原尾島 4-16-53 TEL 086-272-3165	本 科	普 通 科	3年	令和9年1月12日～ 令和9年1月15日	令和9年2月1日	令和9年2月18日
						《出願前教育相談》※1 ・申込み 令和8年10月26日～令和8年10月30日 ・相談日 令和8年11月16日～令和9年1月8日 ※2		
				保健 医療科		令和9年1月18日～ 令和9年1月22日	令和9年3月2日	令和9年3月9日 *追検査受検者は、 令和9年3月18日
						《出願前教育相談》※1 ・申込み 令和8年12月7日～令和8年12月11日 ・相談日 令和8年12月14日～令和9年1月8日 ※2		
			専攻科	理 療 科	3年	令和9年1月18日～ 令和9年1月22日	令和9年3月2日	令和9年3月9日 *追検査受検者は、 令和9年3月18日
						《出願前教育相談》※1 ・申込み 令和8年12月7日～令和8年12月11日 ・相談日 令和8年12月14日～令和9年1月8日 ※2		
聴覚障害	岡 山 聾 学 校	〒703-8217 岡山市中区土田 51 TEL 086-279-2127	本 科	普 通 科	3年	令和9年1月12日～ 令和9年1月15日	令和9年2月1日	令和9年2月18日
				総 合 デザイン科		《出願前教育相談》※1 ・申込み 令和8年10月26日～令和8年10月30日 ・相談日 令和8年11月16日～令和9年1月8日 ※2		
			専攻科	理 容 科	1年	令和9年1月12日～ 令和9年1月15日	令和9年2月1日	令和9年2月18日
						《出願前教育相談》※1 ・申込み 令和8年10月26日～令和8年10月30日 ・相談日 令和8年11月16日～令和9年1月8日 ※2		
知的障害	岡 山 西 支 援 学 校	〒700-0951 岡山市北区田中 579 TEL 086-243-4535	本 科 普 通 科		3年	令和9年1月12日～ 令和9年1月15日	令和9年2月1日	令和9年2月18日
	岡 山 東 支 援 学 校	〒703-8216 岡山市東区穴廿 1018 TEL 086-279-3020	本 科 普 通 科		3年			
	岡 山 南 支 援 学 校	〒701-0212 岡山市南区内尾 721-3 TEL 086-298-1090	本 科 普 通 科		3年			
	倉敷まきび支援学校	〒710-1301 倉敷市真備町箭田 4682-1 TEL 086-697-1233	本 科 普 通 科 (生活コース)		3年			
	西 備 支 援 学 校	〒714-0071 笠岡市東大戸 5075-1 TEL 0865-63-1603	本 科 普 通 科		3年			
	岡 山 県 健 康 の 森 学 園 支 援 学 校	〒718-0313 新見市哲多町大野 2034-5 TEL 0867-96-2995	本 科 普 通 科		3年	《出願前教育相談》※1 ・申込み 令和8年10月26日～令和8年10月30日 ・相談日 令和8年11月16日～令和9年1月8日 ※2		
	東 備 支 援 学 校	〒705-0013 備前市福田 637 TEL 0869-66-8501	本 科 普 通 科		3年			
	誕生寺支援学校	〒709-3612 久米郡久米南町上弓削1657-1 TEL 086-728-2828	本 科 普 通 科 (生産コース)		3年			

障害 種別	学 校	所 在 地	学 科	修業 年限	出願期間	諸検査実施日	合格者の発表
肢体不自由	岡 山 支 援 学 校	〒703-8207 岡山市北区祇園 866 TEL 086-275-1010	本 科 普 通 科	3 年	令和9年1月12日～ 令和9年1月15日	令和9年2月1日	令和9年2月18日
	岡 山 東 支 援 学 校	〒703-8216 岡山市東区宍井 1018 TEL 086-279-3020	本 科 普 通 科	3 年			
	倉敷まきび支援学校	〒710-1301 倉敷市真備町箭田 4682-1 TEL 086-697-1233	本 科 普 通 科	3 年			
	西 備 支 援 学 校	〒714-0071 笠岡市東大戸 5075-1 TEL 0865-63-1603	本 科 普 通 科	3 年			
	早 島 支 援 学 校	〒701-0304 都窪郡早島町早島 4063 TEL 086-482-2131	本 科 普 通 科	3 年			
	誕生寺支援学校	〒709-3603 久米郡久米南町山ノ城 110-2 TEL 086-728-2321	本 科 普 通 科	3 年			
病 弱	早 島 支 援 学 校	〒701-0304 都窪郡早島町早島 4063 TEL 086-482-2131	本 科 普 通 科	3 年	令和9年1月12日～ 令和9年1月15日	令和9年2月1日	令和9年2月18日
	早 島 支 援 学 校 (派遣学級)	〒701-0304 都窪郡早島町早島 4063 TEL 086-482-2131	本 科 普 通 科	3 年			

〔訪問教育〕

岡山支援学校	〒703-8207 岡山北区祇園 866 TEL 086-275-1010	本科普通科	3年	令和9年1月12日～ 令和9年1月15日	令和9年2月1日 令和9年2月2日 令和9年2月3日	令和9年2月18日
岡山西支援学校	〒700-0951 岡山市北区田中 579 TEL 086-243-4535	本科普通科	3年			
岡山東支援学校	〒703-8216 岡山市東区宍井 1018 TEL 086-279-3020	本科普通科	3年			
倉敷まきび支援学校	〒710-1301 倉敷市真備町箭田 4682-1 TEL 086-697-1233	本科普通科	3年			
西備支援学校	〒714-0071 笠岡市東大戸 5075-1 TEL 0865-63-1603	本科普通科	3年			
岡山県健康の森 学園支援学校	〒718-0313 新見市哲多町大野 2034-5 TEL 0867-96-2995	本科普通科	3年			
東備支援学校	〒705-0013 備前市福田 637 TEL 0869-66-8501	本科普通科	3年	《出願前教育相談》※1 ・申込み 令和8年10月26日～令和8年10月30日 ・相談日 令和8年11月16日～令和9年1月8日 ※2		
早島支援学校	〒701-0304 都窪郡早島町早島 4063 TEL 086-482-2131	本科普通科	3年			
誕生寺支援学校	〒709-3603 久米郡久米南町山ノ城 110-2 TEL 086-728-2321	本科普通科	3年			

※ 1 出願を希望する者は、志願校において出願前教育相談を受けること。

※ 2 ただし、令和8年12月29日から令和9年1月3日までの期間並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。

調 査 書

＊令和３年３月以前の卒業者は、特別支援教育課ホームページから令和３年度の調査書（様式11号）及び調査書作成上の注意をダウンロードし、それを基に作成すること。

(ふりがな)		()		卒業		年 月 日 卒業・卒業見込		※受検番号								
				卒業後の動向												
昭和・平成		年 月 日生		性別												
特別支援学級在籍の有無				有 ・ 無												
学 習 の 記 録	評 定	学年	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	特 記 事 項			
		1														
		2														
		3														
	別第3学年状況での評価点	I														
		II														
		III														
	の総合的な学習記録	学年	学 習 活 動								評 価					
		1														
		2														
3																
特 別 活 動 の 記 録	内容	学年	活学	活生	行学	委 員 等						出 欠 の 記 録	学年	欠席日数	主な欠席理由	
		動級	動会	事校							1					
		1											2			
		2											3			
行 動 の 記 録	項目	基本的生活習慣	健康の向上力	自主・自律	責任感	創意工夫	思いやり力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・公德心	身 体 の 状 況	視力	左右 () ()	発作	
		聴力	左右	体温調節												
		疾 病 等					身体障害者手帳の記載事項 療育手帳の有無	() 種 () 級								
						有 (A ・ B) ・ 無										
自 立 活 動 の 記 録	1									作 年 月 成 日	令和 年 月 日					
	2									記 入 者 氏 名						
	3									作 責 氏 成 者 氏 名	学校長					
項 参 考 合 所 見 及 事 び																

調査書（様式 12 号）作成上の注意

- 1 県立特別支援学校に提出する調査書は、特別支援教育課ホームページからダウンロードしたものを基に作成し、プリンタから出力したもののほか複写したものでもよい。
- 2 ※欄は、記入しないこと。
- 3 各欄の記入は、次のとおりとする。
 - (1) 「特別支援学級在籍の有無」
「有・無」のいずれかに丸印を付ける。
 - (2) 「卒業後の動向」
卒業見込の場合は、斜線を引く。
 - (3) 「学習の記録」
 - ア 第 1 学年、第 2 学年の評定については、各教科とも、中学校生徒指導要録・中学部生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に記入してある 5 段階評定を転記する。
 - イ 第 3 学年の評定については、各教科とも、指導要録に記入する仕方によって、目標に準拠した評価による 5 段階評定を記入する。
 - ウ 「第 3 学年での観点別学習状況の評価」欄については、次ページに示す観点ごとに指導要録に記入する仕方によって、A、B、C の評価を記入する。
 - エ 「特記事項」欄については、指導要録の観点別学習状況における優れた特徴や、各教科等の学習について、総合的に見た長所を具体的に記入する。なお、特別に記入を要する事項（例えば、病気、けが等により評定に著しく変動のあった場合）があればその状況についても記入する。また、アからウまでに係る評価が文章表記でなされている場合は、その内容を記入し、当該評価の記入欄には斜線を引く。
 - オ 「総合的な学習の時間の記録」欄については、「学習活動」欄に、この時間に行った学習活動、取組の内容（テーマ等）を記入し、「評価」欄に、生徒の学習状況における顕著な事項や生徒にどのような力が身に付いたかなどを記入する。
 - (4) 「特別活動の記録」
 - ア 第 1 学年、第 2 学年については、指導要録に記入してある「特別活動の記録」を転記し、第 3 学年については、指導要録の記入の仕方によって記入する。
 - イ 「委員等」欄については、各学年における主な係名や委員名及び学校行事における役割を記入する。
 - (5) 「行動の記録」
第 1 学年、第 2 学年については、指導要録に記入してある「行動の記録」を転記し、第 3 学年については、指導要録の記入の仕方によって記入する。
 - (6) 「出欠の記録」
 - ア 第 1 学年、第 2 学年については、指導要録に記入してある「欠席日数」を転記し、第 3 学年については、令和 8 年 12 月末現在で記入する。（令和 8 年 3 月以前の卒業者は、第 3 学年についても、指導要録に記入してある「欠席日数」を転記する。）
 - イ 「主な欠席理由」欄には、各学年で、欠席日数 15 日以上又は連続して 6 日以上の場合は、必ずその主な理由を記入する。ただし、出席停止、忌引き等の日数は、欠席日数に含めない。
 - (7) 「身体状況」
 - ア 「視力」欄には、裸眼視力を記入し、矯正視力を（ ）内に記入する。
 - イ 「聴力」欄には、裸耳での状態を記入し、異常がない場合は「異常なし」と記入する。
 - ウ 「発作」欄には、ある場合は、てんかん発作・喘息発作等を記入する。ない場合は、斜線を引く。
 - エ 「体温調節」欄には、「できる」又は「できない」と記入する。
 - オ 「疾病等・身体障害者手帳の記載事項」欄には、身体障害者手帳の記載内容をそのまま記入する。身体障害者手帳に記載がない場合でも、分かれば診断名や疾病等、該当するものがあれば、できるだけ具体的に記入する。
 - カ 「療育手帳の有無」欄は、有、無のいずれかに丸印を付ける。有に丸印を付けた場合は、A、B のいずれかにも丸印を付ける。

(8) 「自立活動の記録」

第1学年、第2学年については、指導要録に記入してある「自立活動の記録」を転記し、第3学年については、指導要録の記入の仕方によって記入する。

(9) 「総合所見及び参考となる事項」

部活動の所属部名及び主な活動状況、校外における活動状況（ボランティア活動、文化・スポーツ活動等）など生徒の成長の状況を記入する。また、必要な介助や配慮等学校生活を送る上で必要な諸事項及び進路に関する希望について記入する。なお、医療的ケアを実施している場合は、その状況を記入する。

観点別学習状況における各教科の評価の観点

教科	観 点		教科	観 点	
国 語	I	知識・技能	美 術	I	知識・技能
	II	思考・判断・表現		II	思考・判断・表現
	III	主体的に取り組む態度		III	主体的に取り組む態度
社 会	I	知識・技能	保 健 体 育	I	知識・技能
	II	思考・判断・表現		II	思考・判断・表現
	III	主体的に取り組む態度		III	主体的に取り組む態度
数 学	I	知識・技能	技 術 ・ 家 庭	I	知識・技能
	II	思考・判断・表現		II	思考・判断・表現
	III	主体的に取り組む態度		III	主体的に取り組む態度
理 科	I	知識・技能	外 国 語	I	知識・技能
	II	思考・判断・表現		II	思考・判断・表現
	III	主体的に取り組む態度		III	主体的に取り組む態度
音 楽	I	知識・技能			
	II	思考・判断・表現			
	III	主体的に取り組む態度			

調 査 書

氏名	(ふりがな)			卒業	年 月 日 卒業・卒業見込	※受検番号
				卒業後の動向		
	平成 年 月 日生	性別				
特別支援学級在籍の有無		有 ・ 無 ()				

1 健康の状況

視力	右 () 左 ()	聴力	右 左	療育手帳	有 (A ・ B) ・ 無
その他の疾病等					
備考					

2 出欠の記録

学年	欠席日数	欠 席 の 主 な 理 由
1		
2		
3		

3 諸検査の記録

実施日	検査名	結 果	検査機関

4 学習の記録

国語		特記事項
社会		
数学		
理科		
音楽		
美術		
保健体育		
技術・家庭 (職業・家庭)		
外国語		
総合的な 学習の時間		
自立活動		
特別活動の 記録		

5 行動・性格等及び参考となる事項

行動・性格等	
参考となる事項	
作成年月日	令和 年 月 日
記入者氏名	
作成責任者氏名	学校長

調査書（様式 13 号）作成上の注意

- 1 県立特別支援学校に提出する調査書は、特別支援教育課ホームページからダウンロードしたものを基に作成し、プリンタから出力したもののほか複写したものでもよい。
- 2 ※欄は、記入しないこと。
- 3 各欄の記入は、次のとおりとする。
 - (1) 「特別支援学級在籍の有無」

「有・無」のいずれかに丸印を付ける。「()」には通常、知的、情緒、その他のいずれかを記入する。
 - (2) 「卒業後の動向」

既卒者については、中学校等卒業後の動向を具体的に記入する。卒業見込の場合は、斜線を引く。
 - (3) 「健康の状況」

ア 「その他の疾病等」欄については、知的障害以外の診断名（自閉症スペクトラム等）や疾病等、該当するものがあれば、できるだけ具体的に記入する。

イ 「備考」欄については、学校生活で健康上配慮したことを記入する。身体障害者手帳を所有する場合は、種類や等級を記入する。
 - (4) 「出欠の記録」

ア 第1学年、第2学年については、指導要録に記入してある欠席日数を転記し、第3学年については、令和8年12月末現在で記入する。（令和8年3月以前の卒業者は、第3学年についても、指導要録に記入してある「欠席日数」を転記する。）

イ 「欠席の主な理由」欄には、各学年で欠席日数15日以上又は連続して6日以上の場合は、必ずその主な理由を記入する。ただし、出席停止、忌引き等の日数は、欠席日数に含めない。
 - (5) 「諸検査の記録」欄については、知能検査の結果の最近のものを記入すること。検査の実施機関も記入すること。
 - (6) 「学習の記録」

ア 現在の各教科等の学習の状況を記入する。記入に当たっては、特別支援学校学習指導要領に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の内容を踏まえて具体的に記入する。教育課程上実施していない教科がある場合は、「記載事項なし」と記入する。

イ 「特記事項」欄については、各教科等の学習について、総合的に見た長所を具体的に記入する。なお、特別に記入を要する事項（例えば、病気、けが等により評価に著しく変動のあった場合）があれば、その状況についても記入する。

ウ 「総合的な学習の時間」欄については、この時間に行った学習活動を記入し、生徒の学習状況における顕著な事項や生徒にどのような力が身に付いたかなどを記入する。
 - (7) 「特別活動の記録」

指導要録に記入してある「特別活動の記録」を参考に記入する。
 - (8) 「行動・性格等及び参考となる事項」

ア 「行動・性格等」欄については、基本的生活習慣、身辺処理、その他の性格や行動及び生活面の特徴を記入する。

イ 「参考となる事項」欄については、部活動の所属部名及び主な活動状況、校外における活動状況（ボランティア活動、文化・スポーツ活動、趣味、興味・関心等）など生徒の成長の状況を記入する。また、現在学校で行っている合理的配慮があれば記入する。

調 査 書

ふりがな				※受検番号
氏 名				
	平成 年 月 日生	性別		
在（出身）学校名				
卒業（見込）年月日	年 月 日 卒業 ・ 卒業見込			

1 健康の状況

視力	右	()	聴力	右	身体障害者手帳の 記載事項	() 種 () 級
	左	()		左		
疾病					療育手帳の有無	有 (A ・ B) ・ 無
備考						

2 出欠の記録

学年	欠席日数	主 な 欠 席 理 由
1		
2		
3		

3 学習の記録（具体的に記入してください）

国 語	
社 会	
数 学	
理 科	
音 楽	
美 術	
保 健 体 育	
技 術 ・ 家 庭 (職業・家庭)	
そ の 他 の 教 科	
総合的な学習の時間	
自 立 活 動	
特別活動の記録	

4 総合所見（参考となる事項）

--

作成年月日	令和 年 月 日
記入者 氏 名	
作 成 責任者 氏 名	学校長

調査書（様式 14 号）作成上の注意

- 1 県立特別支援学校に提出する調査書は、特別支援教育課ホームページからダウンロードしたものを基に作成し、プリンタから出力したもののほか複写したものでもよい。
- 2 ※欄は、記入しないこと。
- 3 各欄の記入は、次のとおりとする。
 - (1) 「健康の状況」
 - ア 「疾病等」欄については、できるだけ具体的に記入する。
 - イ 「備考」欄については、学校生活で健康上配慮したことを記入する。
 - (2) 「出欠の記録」
 - ア 第1学年、第2学年については、指導要録に記入してある欠席日数を転記し、第3学年については、令和8年12月末現在で記入する。（令和8年3月以前の卒業者は、第3学年についても、指導要録に記入してある「欠席日数」を転記する。）
 - イ 「主な欠席理由」欄には、各学年で、欠席日数15日以上又は連続して6日以上の場合は、必ずその主な理由を記入する。ただし、出席停止、忌引き等の日数は、欠席日数に含めない。
 - (3) 「学習の記録」
 - ア 3年間の各教科等の学習の状況を記入する。記入に当たっては、特別支援学校学習指導要領に示す知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の内容を踏まえて具体的に記入する。教育課程上実施していない教科がある場合は、「記載事項なし」と記入する。
 - イ 「総合的な学習の時間」欄については、この時間に行った学習活動を記入し、生徒の学習状況における顕著な事項や生徒にどのような力が身に付いたかなどを記入する。
 - ウ 「特別活動の記録」欄については、指導要録に記入してある「特別活動の記録」を参考に記入する。
 - (4) 「総合所見（参考となる事項）」

基本的生活習慣、身辺処理、その他の性格や行動及び生活面の特徴を記入する。

令和 9 年度高等部入学者選抜
出願希望者出願前教育相談申込書

令和 年 月 日

岡山県

学校長 殿

ふりがな
志願者氏名

保護者氏名

在学又は出身学校名

次のとおり、出願前教育相談を申し込みますのでよろしくお願いします。

出願前教育相談 希望日時 *第3希望まで記入 *午前・午後に○印	第1希望	月	日	(曜日)	午前・午後
	第2希望	月	日	(曜日)	午前・午後
	第3希望	月	日	(曜日)	午前・午後

※希望日時を参考に調整し、相談日時を連絡します。

※必ずしも希望どおりにならない場合もあります。

※在学又は出身学校の校長を経由し、志願校へ申し込んでください。

特別出願許可申請書

令和 年 月 日

殿

ふりがな
志願者氏名

保護者署名

次のとおり、岡山県 学校高等部 科に出願したいので、
申請します。

記

志願者	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
	現 住 所	
	入学後の住所(予定)	
保護者	現 住 所	
	入学後の住所(予定)	
出身（最終）学校名		卒業・卒業見込み
特 別 な 理 由		
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 学校長 氏名 公印		

令和 年 月 日

岡山県

学校長 殿

立 学校

校長

公印

受検上の特別な配慮について

次の志願者が貴校の入学者選抜を受検するに当たり、特別な配慮をお願いします。

記

1 志願者氏名

2 希望する特別な配慮の内容

追検査受検許可申請書

令和 年 月 日

岡山県

学校長 殿

受 検 番 号

ふりがな
志願者署名

保護者署名

貴校の学力検査等を次の理由で欠席しましたので、関係書類を添付の上、追検査の受検を申請します。

・欠席理由

※

上記のとおり相違ないと認めます。

令和 年 月 日

立 学校

校長

公印

なお、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の規定に該当する志願者は、追検査受検許可申請書を志願校の校長に、志願者本人から直接提出するため、※欄の記入は不要である。

追検査受検許可通知書

令和 年 月 日

学校長 殿

岡山県

学校

校長

公印

下記の者に、追検査の受検を許可します。

記

受 検 番 号

志願者氏名

追検査受検許可通知書（志願者用）

受 検 番 号

志願者氏名

在 学 又 は
出身学校名

上記の者の、追検査の受検を許可します。

岡山県

学校

校長

公印

文書番号 第 号
令和 年 月 日

県教育庁特別支援教育課長 殿

学校長

本人提供状況報告書

このことについて、次のとおり実施したので報告します。

提供申出により提供ができる個人情報（試験等の名称）	令和 9 年度岡山県立特別支援学校高等部（本科・専攻科） 入学者選抜学力検査又は諸検査の得点又は評価点
提 供 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
提 供 件 数	件
受 検 者 数	人
備 考	

岡山県教育庁特別支援教育課

住 所 〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号

電 話 086-226-7912
FAX 086-224-0612

ホームページ
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>



岡山県教育庁特別支援教育課

検索